

**1** 財政システム再構築プランに沿って町が 進める施策の一つにある、都市計画税の 西部地区の賦課(課税)について、町民皆様 に示し、検討していくために、「都市計画税」 の内容を紹介します。

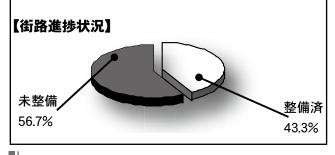
# ■都市計画施設の整備状況

現在、都市計画で定められている「都市計画施設」 としては、街路、公園緑地、下水道等があります。ま た、市街地開発事業として土地区画整理事業を実施し ています。

うち公園・緑地は 11 箇所中 9 箇所が完成しており、 街路は 15 路線中 4 路線が全区間完成、6 路線が一部 区間完成、5 路線が未着手となっており、下水道事業 については未整備区域がまだ 149ha あります。

#### 【街路】

KI-V-HA				
街路名	幅員 (m)	計画決定 延長 (m)	整備済 延長 (m)	整備率 (%)
当別大通	25	2,060	500	24.3
東光通	22	2,010	0	0
中央通	16 • 23	2,070	360	17.4
稲穂通	16	2,860	2,230	78.0
北栄通	14 • 16	1,610	1,610	100.0
公園通	16	1,420	0	0
鉄北通	16	2,020	970	48.0
田園通	14	2,390	1,770	74.1
緑苑通	14	650	650	100.0
西光通	20	550	0	0
南光通	33	2,010	0	0
栄町通	20	670	0	0
つつじ通	8	550	430	78.2
もみじ通	8	510	510	100.0
ライラック通	8	410	410	100.0
計		21,790	9,440	43.3

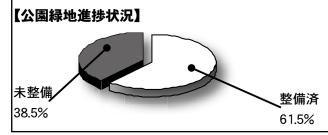


# 【土地区画整理】

地区名	施工面積(ha)	施工期間
鉄北第一地区	51.5	昭和54年度~平成3年度
当別幸町	5.7	平成8年度~平成19年度

# 【公園・緑地】

公園名	計画決定 面積 (ha)	整備済 面積 (ha)	整備率 (%)
ライラック公園	0.64	0.64	100.0
つつじ公園	0.32	0.32	100.0
もみじ公園	0.59	0.59	100.0
阿蘇公園	4.80	4.80	100.0
栄公園	2.30	2.30	100.0
白樺公園	2.00	2.00	100.0
あいあい公園	3.10	3.10	100.0
遊遊公園	3.20	3.20	100.0
若葉公園	12.50	5.03	40.2
当別川河川緑地	36.00	17.85	49.6
白樺緑地	1.10	1.10	100.0
計	66.55	40.93	61.50



## 【下水道】

	計画処理 区域 (ha)	供用処理 区域 (㎞)	整備率 (%)
公共下水道	542	393	72.5
未整備 27.5%	R)		<b>─_整備済</b> 72.5%

## ■都市計画税の状況

当別町では昭和59年から都市計画税 を賦課しています。現在の課税対象地域 は、用途地域542haのうち西部地区を 除く377ha内となっています。



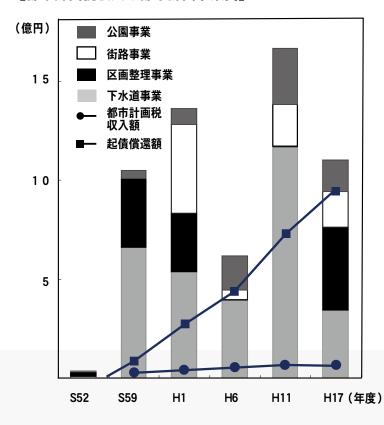


#### 【主な年度の都市計画税の収入状況及び事業費】

(単位:千円)

年度	都市計画税	起債償還額	公園事業	街路事業	区画整理事業	下水道事業
IDIAn E O	IIII fu 50	0	10,392	0	16,290	10,000
昭和 52 0	U	【実施事業】	阿蘇公園			
I刀£n 50	昭和 59 26,055	98,681	36,933	0	348,342	663,000
時間の			【実施事業】	実施事業】 栄公園、鉄北第一地区土地区画整理		
亚母二	平成元 40,344	258,646	76,548	452,597	296,419	536,600
十八儿			【実施事業】	<b>業</b> 】ライラック公園、稲穂通、田園通		
平成 6	₩#C 51505	460 691	170,175	50,823	5,221	391,000
半成6 51,585		460,681	【実施事業】	<b>译施事業</b> 】白樺公園、鉄北通		
平成11 66,381	727.001	280,899	214,566	1,479	1,170,700	
	00,381	31 121,981	【実施事業】	<b>業</b> 】あいあい公園、北栄通、下水ポンプ場		
平成 17 62,190	62 100	62,190 940,197	158,232	179,763	419,980	343,262
	0 940,197	【実施事業】	遊遊公園、中	央通、北栄通、幸町	丁土地区画整理	

# 【都市計画税収入と都市計画事業費】



# ■都市計画税の使途

都市計画税は目的税であり、税金の使途は都市計画 事業に限られています。

都市計画施設を整備するために必要な事業費の内訳 は補助金と起債(借金)と一般財源です。

都市計画税はこの一般財源と過去に事業を行った際 に借り入れした起債(借金)の償還金に充てられてい ます。

## ■今後の都市計画事業について

現在、未整備の都市計画施設が数多く残されております。今後は、優先順位を見極めながら計画的に実施する予定です。また必要に応じて新たな都市計画施設も決定してまいります。

## ▼問合せ

課税区域など 建設水道部都市計画課都市計画係

**(☎** 23 − 3198)

税額など総務部税務課資産税係

(23 - 2333)